

報道発表資料

令和2年9月3日
独立行政法人国民生活センター

自宅で完結？手軽に痩せられる？痩身をうたうオンライン美容医療にご注意！
-糖尿病治療薬を痩身目的で消費者に自己注射させるケースがみられます-

全国の消費生活センター等には、美容医療をオンライン診療で行うクリニックに関する相談が2017年頃から寄せられており、近年増加しています。これらの相談では痩身目的の治療について、オンライン上で初診、薬剤の処方やその後の継続的な診療が行われています。また、国内では2型糖尿病治療薬として承認されているGLP-1受容体作動薬¹を痩身目的で消費者に自己注射させるケースがみられます。

相談内容を見ると対面診療での美容医療サービスに関する相談と同様、クリニックのウェブサイトの広告や説明内容等に問題があるケースや、解約・返金等のトラブルになったケースに加え、「冷蔵保存する必要のある薬剤が常温で海外から届いた」など薬剤の処方、管理等に問題があるケースや、「副作用が出たためクリニックに相談したが、医師の対応がない」など副作用等が出た場合の対応が不十分なケースもみられます。

そこで消費者トラブルの未然防止のため、相談事例や問題点を紹介するとともに、消費者への注意喚起を行います。

【オンライン診療で痩身目的の治療を行う流れ（例）】



- ①インターネットでクリニックのウェブサイトを見つけ、カウンセリングの予約をとる
- ②オンライン診療で治療等の説明を受けて契約
- ③後日自宅に薬剤等が届く
- ④薬剤を自己注射する

¹ GLP-1（グルカゴン様ペプチド-1）とはインスリンの分泌を促進する働きをもつホルモンのこと。GLP-1受容体作動薬は体の中でGLP-1と同じような働きをする。

1. 相談事例（カッコ内は受付年月、契約当事者の属性）

【事例1】アドバイザーから自己注射の方法や薬剤の量を指示されるだけで、副作用が出ても医師の対応がない

インターネット検索で、オンライン診療で痩身治療を行うクリニックを見つけた。「食事制限や運動は不要」という広告に興味を持った。またホームページではオンライン診療について「場所を問わず診察を受けられる」、「通院時間0待ち時間0」、「オンラインチャットですぐに医師と相談できる」とあった。オンライン診療用のアプリをダウンロードし、無料カウンセリングを予約した。予約日にビデオ通話でアドバイザーと名乗る人から連絡が来たが、電波が悪いと通常の電話に切り替えられた。アドバイザーから「薬剤を自身に投与する治療だ。薬剤はまれに副作用が出るが、数日で落ち着く」などと言われ、併せてコースや料金、自己注射の方法を説明された。その後、医師に代わったが診察はなく、治療を受けるかどうか聞かれただけだった。指定された銀行口座に治療費 50 万円を振り込み、数日後クリニックから注射器、サプリメント等が届いた。別の日に海外から原則冷蔵保存されるはずの薬剤が常温で届いた。自分で薬剤を注射してみたが吐き気など副作用が出てつらかった。クリニックに相談したが、アドバイザーから薬剤の量の指示を受けるばかりで医師の対応はなかった。痩身の効果も感じられないので解約、返金してほしい。

(2019年9月受付 30歳代 女性)

【事例2】薬剤は糖尿病治療薬で個人輸入になること、重篤な副作用があることなどの説明が不十分だった

痩身治療を行うクリニックのインターネット広告を見て、問い合わせの電話をすると「オンライン診療用のアプリをダウンロードして下さい」と案内があり、その後はアプリ内のテレビ電話でやり取りした。カウンセラーから「体に元々あるホルモンを、自己注射して増やせば痩せられる」と言われ、安全なものかと思った。念のため副作用について尋ねると「軽い吐き気と頭痛を起こす可能性があるが安心して」と言われた。注射の仕方については説明書もあると言われた。その後、コースと料金の説明があり、10キロほど痩せたい伝えたところ、カウンセラーから4か月50万円のコースを勧められた。「今日契約すれば5万円割引する」とも言われ、契約することにした。後日、テレビ電話で医師から5分間程、目標体重や持病などについて聞かれた。薬剤や副作用についてはカウンセラーと同じような説明だった。後日、注射針や治療に関する書面が届き、内容を確認すると薬剤は本来、糖尿病治療薬であること、海外から個人輸入で購入することになること、カウンセリングや医師からの診察で説明のなかった重篤な副作用が発生する可能性があることなどの記載があり、不安になった。解約したい。

(2019年12月受付 20歳代 女性)

【事例3】食事制限は必要ないと言われて治療を継続していたが、針を刺した部分に赤みが出ており瘦身の効果も感じられない

SNSで「自己注射で痩せる」という広告を何度か目にして、減量したいと思っていたので、その広告からクリニックのホームページにアクセスした。ホームページの説明で、オンライン診療を受けながら自宅で薬剤を自己注射すること、欧米では肥満治療薬として承認されている薬剤だが、日本では糖尿病の薬として承認されていることなどを理解した。電話でクリニックに問い合わせ、過去の体重の推移等の情報を伝えると、1カ月コースでの減量は難しいということだったので、3カ月コースを選んで契約した。医師からは「食事制限などは必要なく、ストレスになるので体重は量らない方がよい」と言われた。3カ月間、月1回のオンライン診療を受けているが、1回の診療時間は30分、2回目と3回目は15分もかかっていない。注射は毎回腹部の違うところに打つので、その部分に赤みが出て跡が残っているが、医師からは自然に治ると言われた。3カ月経過したが、1キロしか痩せていない。思っていたほどの効果もなく医師の対応にも不満なので減額してほしい。

(2020年3月受付 50歳代 女性)

【事例4】SNS上のやり取りでカウンセリングを受け、不安に思い解約を申し出たができないと言われた

「来院なし、自宅で診断、薬を処方」という美容クリニックのインターネット広告に興味を持ち、無料カウンセリングを申し込んだ。クリニックからカウンセリングはSNS上でやり取りすると言われた。SNSのメッセージでカウンセラーから「ホルモン注射が送られてくるので自分で注射する。持病はあるか」などと聞かれ、薬剤に関する説明はなかった。その後、医師に代わってビデオ通話で簡単な問診を受けた。申込時に「クレジット契約の審査が通れば申込みしたい」とSNSでメッセージを送った。クレジット契約の審査は問題なかったが、30万円という高額な契約なので「やはり今一度考えたい」とクリニックに伝えたところ「クレジット契約の審査が通った時点で契約は成立しているので解約できない」と言われた。納得できないところにクレジット会社から電話があったので、契約について不安があると伝えたところ、クレジット契約は解約することになった。SNSでクリニックに「クレジット契約は解約になった」と伝えても「支払方法が変わるだけだ。治療のための契約自体は解約できない」と言われた。解約を認めてくれず困っている。

(2020年4月受付 40歳代 女性)

2. 相談事例からみる問題点

(1) クリニックのウェブサイト等に禁止されている広告表現を掲載している

クリニックのウェブサイトでは「来院なし、自宅で診断、薬を処方」（事例4）、「オンライン診療で全国対応可能」、「遠隔地に住んでいても簡単に始められる」など、オンライン上で気軽に治療を始められるという広告がみられ、これらの広告に興味を持って消費者はクリニックに連絡しています。

また、クリニックのウェブサイトには「たった2カ月で-10kg達成」という記載とともに腹部のビフォーアフター写真のみが掲載されているケースや、「キャンペーン中！3カ月コース 30% OFF ~~250,000円~~ 175,000円」、「業界最安値1カ月〇千円～」などと費用の安さを強調する広告もみられます。こうした治療内容または効果について患者を誤認させる恐れのあるビフォーアフター写真や、費用を強調した広告は禁止されています²。

(2) 薬剤の説明や問診等が不十分

美容医療をオンライン診療で行うクリニックに関する相談では、国内では2型糖尿病治療薬として承認されている薬剤（GLP-1受容体作動薬）を痩身目的で処方しているケースがみられますが、こうした適応外使用の場合、医師は当該薬剤が国内の承認等を受けておらず、品質、有効性及び安全性が確認されたものではないことについて説明する必要があります³。

また、一般社団法人日本糖尿病学会は、2020年7月時点で、2型糖尿病治療以外を適応症として承認されたGLP-1受容体作動薬は存在せず、美容・痩身・ダイエット等を目的とする適応外使用に関して、2型糖尿病を有さない日本人における安全性と有効性は確認されていないと指摘⁴しています。

しかし相談事例をみると、糖尿病治療薬を痩身目的で適応外使用することや、国内で有効性及び安全性が確認されていないことについての説明はされておらず、契約後に糖尿病治療薬であることや副作用を起こす可能性があることが分かったケース（事例2）もみられます。

また、オンライン診療で薬剤を処方する際、医師は問診で患者の心身の状態を十分に評価できている必要があり、処方する薬剤との飲み合わせ等にも配慮する必要があります⁵。しかし相談事例をみると、問診時に服用中の薬剤があるかどうかの確認がないケース、持病のある消費者が日常的に服用している薬剤があることを伝えても「薬の量や種類は申告しなくてよい」と言われたケースがみられ、投薬が始まった後、副作用が出たという相談も寄せられています。

² 「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」

³ 「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等の徹底について（依頼）」（平成30年12月14日）

なお、「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等の徹底について」（平成25年9月27日）では、美容医療等の自由診療におけるインフォームド・コンセントに関して特に留意すべき事項として、実施しようとする施術内容やその効果、費用、解約条件などの契約内容を必ず施術前に、施術を受けようとする者に対して丁寧に説明しなければならないとされている。

⁴ 一般社団法人日本糖尿病学会「GLP-1受容体作動薬適応外使用に関する日本糖尿病学会の見解」（2020年7月9日）
http://www.fa.kyorin.co.jp/jds/uploads/jds_statement_GLP-1.pdf 本稿の参考資料を参照。

⁵ 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月（令和元年7月一部改訂））では、薬剤処方・管理については「医薬品の使用は多くの場合副作用のリスクを伴うものであり、その処方にあたっては、効果・効能と副作用のリスクとを正確に判断する必要がある。このため医薬品を処方する前に、患者の心身の状態を十分に評価できている必要がある。また、医薬品の飲み合わせに配慮するとともに、適切な容量・日数を処方し過剰処方とならないよう、医師自らの処方内容を確認するとともに、薬剤師による処方のチェックを経ることを基本とし、薬剤管理には十分に注意が払われるべきである」とされている。

（３）薬剤の使用法の説明や管理方法が不十分

美容医療をオンライン診療で行うクリニックでは、消費者がオンライン上で医師等から治療の説明を受け契約すると、後日薬剤が自宅に届く流れとなっています。

相談事例をみると、契約時に注射方法等について詳細な説明がないまま自宅に薬剤と注射針が届き、どのように使用すれば良いのかクリニックに聞いたところ「クリニックのホームページを確認して」とだけ言われ、一方的に電話を切られたなど、十分な説明等が受けられなかったという相談も寄せられています。また、海外から個人輸入する医薬品であることや個人輸入する医薬品のリスクの説明が不十分なケース（事例１、２）のほか、冷蔵保存する必要のある薬剤が常温で届いたケース（事例１）など薬剤の管理が不十分な事例もみられます。

（４）副作用が出たときの医師の対応が不十分

GLP-1 受容体作動薬は副作用として低血糖、急性膵炎、^{すいえん}腸閉塞^{ちようへいそく}などがあるとされています。

相談事例をみると、薬剤の自己注射を始めた後、吐き気、頭痛、めまい、下痢、便秘等の症状が出たというケースが複数みられます。また注射をしたところに跡が残り赤く腫れた、痣ができたというケースもみられます。そこで副作用等が出たことをクリニックに伝えたが、アドバイザーからメッセージアプリで薬の量を減らすようにと言われるだけで、医師が対応しないケース（事例１）、赤みや注射跡は自然に治ると言われ、その後対応がないケース（事例３）、副作用がつかなくて相談したところ「１週間くらいで慣れる」と言われ投薬を続けるよう指導されたケースなど副作用等が出た場合の医師の対応に納得できないという相談も寄せられています。

（５）解約に応じてもらえなかったり、未提供分の薬剤等について返金がない

相談事例では、痩身目的の治療について契約期間が１～６カ月の継続的なコースを勧められ、10～50万円の契約をしているケースが多くみられます。中にはコースにサプリメント等の提供が含まれているケース（事例１）もみられます。相談事例をみると、「高額な契約なので今一度契約するか考えたいと伝えたところ、解約は認めないと言われた」（事例４）、「契約書に解約・清算方法についての詳細な記載がなく、解約を申し出たら10万円を請求された」など、契約しすぐの解約が認められないケースや解約条件が分からないまま解約料を請求されたケースがみられます。

また契約期間の途中で副作用が出た、広告にあるほどの効果がない（痩せない）等を理由に解約を申し出るケースもありますが、まだ提供・使用されていない薬剤やサプリメント等について返金しないと言われたなどの相談も寄せられています。

そのほか、投薬が始まると倦怠感がひどく、注射を打つ箇所が赤く腫れるようになって医師から治療を中断するよう言われた後、別の飲み薬を服用する治療に切り替えると言われ、投薬に不安があると伝えてもすでに新しい薬を取り寄せていると解約を拒まれたケースなどもみられました。

3. 消費者へのアドバイス

(1) 糖尿病治療薬（GLP-1受容体作動薬）は痩身目的の使用に関して安全性と有効性は確認されていませんので注意しましょう

美容医療をオンライン診療で行うクリニックの相談では、糖尿病治療薬が痩身目的で使われていることがあります。クリニックの広告では、使用する薬剤について「アメリカ、欧州で肥満治療薬として承認されている」「日本では厚生労働省の許可済みの糖尿病治療薬」「安全性が保障されています」等と記載している場合もあります。しかし、2020年7月時点で、GLP-1受容体作動薬は2型糖尿病の治療を目的として承認されており、美容・痩身・ダイエット等を目的とする適応外使用に関して、2型糖尿病を有さない日本人における安全性と有効性は確認されていないと一般社団法人日本糖尿病学会は指摘しています。

国内においては、現在、痩身目的の使用に関して承認されている医薬品はなく、その有効性・安全性は確認されていないことをよく理解しましょう。治療に使用される薬剤は何か、どのような副作用があるか、どのように管理されて消費者の手元に届くのかなどの説明を求め、契約するかどうか慎重に検討しましょう。

(2) 美容医療を受けるときはクリニックの広告だけをうのみにせず、本当に契約するかどうか慎重に検討しましょう

美容医療サービスを受けるときはなぜその治療を受けたいのか、その治療で目的は達成されるのか、効果や副作用等のリスクにはどのようなものがあるのかなどを確認し、本当に必要な契約かどうか十分に検討することが大切です。

クリニックのウェブサイトでは、効果の高さや安い価格を強調する広告等もみられますが、一般的に美容医療の施術の効果には個人差があり、費用についても広告で記載された金額の適用には条件が付いている場合もあります。ビフォーアフター写真等で効果の高さを強調する一方、治療等の内容、費用、主なリスク、副作用等を記載していないクリニックとは契約しないようにしましょう。

期待される効果に関する情報のみでなく、治療内容の詳細や副作用等のリスクを専門医の学会等が提供する情報や公的機関の注意喚起情報、医療安全支援センター⁶等の情報を受診前に確認しておくようにしましょう。

(3) 副作用等が起こった場合の対応を確認し、納得できなければその場で契約しないようにしましょう

クリニックのウェブサイトでは「オンライン診療で全国対応」「遠隔地に住んでいても簡単に始められる」などオンライン診療のみで手軽に治療を始められることなどを強調する広告もみられます。しかし、初診からオンライン上で診察、治療を開始した場合は、対面診療に比べて医師が得られる患者の心身の状態（血糖値や持病等の検査ができない、患者の抱えている精神的な不安が分からないなど）に関する情報が限定的であり、また万が一副作用が出た場合等にすぐにクリ

⁶ 医療安全支援センターは医療法第6条の13の規定に基づき、都道府県、保健所を設置する市及び特別区により、日本全国で380箇所以上設置されている。医療に関する苦情・心配や相談に対応するとともに、医療機関、患者・住民に対して、医療安全に関する助言および情報提供等を行っている。 <http://www.anzen-shien.jp/>

ニックを直接受診できず、適切な処置が行われない可能性もあります。

クリニックを受診するときは、治療内容や副作用等のリスク、万が一のときの対応等に関して説明を受け、納得できない場合や不安がある場合はその場で契約しないようにしましょう。

(4) トラブルにあった場合は、消費生活センター等に相談しましょう

契約に不安を感じたり、解約時にトラブルになったりした場合には、一人で悩まず最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。もし治療開始後に副作用等の症状が出た場合には、速やかに医療機関を直接受診するようにしてください。

*消費者ホットライン：「188（いやや!）」番

最寄りの市区町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

【情報提供先】

本報道発表資料を、以下に情報提供しました。

- ・消費者庁 消費者政策課（法人番号 5000012010024）
- ・内閣府 消費者委員会事務局（法人番号 2000012010019）
- ・厚生労働省 医政局総務課（法人番号 6000012070001）
- ・厚生労働省 医政局医事課（法人番号 6000012070001）
- ・厚生労働省 医薬・生活衛生局総務課（法人番号 6000012070001）
- ・公益社団法人 日本美容医療協会（法人番号 4010005016755）
- ・一般社団法人 日本美容外科学会（JSAPS）（法人番号 1010005013078）
- ・一般社団法人 日本美容外科学会（JSAS）（法人番号 7010005019920）



国民生活センター 公式LINEアカウント

LINE ID：@line_ncac

[QRコード]を読み取って「友だち追加」！



【参考資料】GLP-1 受容体作動薬適応外使用に関する日本糖尿病学会の見解

2020年7月9日

GLP-1 受容体作動薬適応外使用に関する日本糖尿病学会の見解

一般社団法人 日本糖尿病学会

今般、一部のクリニック等において、2型糖尿病治療薬である GLP-1 受容体作動薬を、適応外使用である美容・痩身・ダイエット等を目的として自由診療での処方进行宣传する医療広告が散見されます。我が国において 2020 年 7 月時点で、一部の GLP-1 受容体作動薬については、健康障害リスクの高い肥満症患者に対する臨床試験が実施されていますが、その結果はまだ出ていません。したがって、2型糖尿病治療以外を適応症として承認された GLP-1 受容体作動薬は存在せず、美容・痩身・ダイエット等を目的とする適応外使用に関して、2型糖尿病を有さない日本人における安全性と有効性は確認されていません。

医師とくに本学会員においては、不適切な薬物療法によって患者さんの健康を脅かす危険を常に念頭に置き、誤解を招きかねない不適切な広告表示を厳に戒め、国内承認状況を踏まえた薬剤の適正な処方を行ってください。また、特に本学会専門医による不適切な薬剤使用の推奨は、糖尿病専門医に対する国民の信頼を毀損するもので本学会として認められるものでないことを警告します。

以上